

## 平成 19 年 2 月 教育委員会定例会会議録

### 1 開会の日時

平成 19 年 2 月 21 日（水）午前 9 時 00 分

### 2 出席委員

奥寺 康彦 委員長  
出光 ケイ 委員  
齋藤 道子 委員  
三浦溥太郎 委員  
田中 茂 委員（教育長）

### 3 出席説明員

管理部長	小林 繁
管理部総務課長	長澤 潤
管理部学校再編担当課長	奥田 幸治
管理部教職員課長	阿部 信行
管理部総合高校担当課長	井上 昭
管理部学校管理課長	高田 利男
生涯学習部長	三塚 勉
生涯学習部生涯学習課長	永塚 高行
生涯学習部学校教育課長	外川 昌宏
生涯学習部学校保健課長	田嶋 敏彦
生涯学習部スポーツ課長	大場 智和
生涯学習部美術館開設準備室長	原田 光
中央図書館長	濱田 祐治
自然・人文博物館長	林 公義

### 4 欠席

教育研究所長 渡辺 浩

### 5 傍聴人

なし

### 6 議題及び議事の概要

委員長 開会を宣言

委員長 本日の会議録署名人に三浦委員を指名した

教育長報告

前回の定例会から本日までの報告事項

平成 19 年 1 月 27 日から本日までの所管事項についてご報告いたします。

平成 19 年 1 月 31 日に、野比小学校を環境省の北川政務官が訪問され、6 年生に環境に関する授業をおこないました。環境省では将来を担う子どもたちが、地球温暖化等の環境問題を正しく認識し、環境に配慮した行動に取り組むよう、環境大臣政務官が学校を訪問し、環境教育特別授業を実施しております。

野比小は平成 18 年度横須賀市教育委員会環境教育推進委託校で、児童によるビオトープ作りや地域の方々とともに行う環境美化活動等、環境教育に取り組んでいます。当日は政務官から熱のこもった授業をしていただき、生徒たちも熱心に質疑をおこなっていました。

2 月 5 日から、横須賀市議会臨時会が開催されました。この臨時会は、米海軍横須賀基地への原子力空母配備に反対している市民団体が、配備の是非を問う住民投票条例の制定のために署名を提出したことを受けたものです。審議の結果、反対多数で否決されたことは、報道等でご案内のとおりです。

文部科学省の「いじめ問題への緊急提言」をうけて、横須賀市では「いじめ対策サポートチーム会議」を結成しました。今回はその最初の活動として、横須賀総合高校の SEA ホールでフォーラム「STOP THE いじめ」を開催しました。市立小・中・高等学校・ろう学校の代表の児童生徒が一堂に集まり、講演会に参加した後、基調提案・協議を行いました。当日は奥寺委員長から「横須賀の子どもたちへ」と、元横浜 FC の城彰二氏から「サッカーからの贈り物」～生きる～を題目にご講演をいただきました。

2 月 18 日によこすか芸術劇場にて、小泉純一郎前総理や横須賀市の本市の名誉市民である小柴昌俊東京大学名誉教授をはじめ多数の来賓にご出席を頂き、市制施行 100 周年記念式典を開催しました。

当日は、式典のほかに横須賀市が市制 100 周年を記念して制作した、新しい横須賀のイメージソング「風を感じる街～yokosuka」が披露され、杉山清貴さんが熱唱されました。この歌の作詞は阿木燿子さん、作曲は宇崎竜童さんです。

以上で報告を終わります。

## 議案第 4 号 『横須賀市指定重要文化財の指定について』

委員長 議題とすること宣言

(生涯学習課長)

議案第 4 号「横須賀市指定重要文化財の指定について」、ご説明いたします。議案第 4 号は、平成 18 年度に 4 件の文化財を横須賀市の重要文化財に指定するものです。それでは議案説明資料でご説明いたします。

重要文化財は、文化財保護条例第 3 条第 1 項に基づいて指定しております。

今年度の指定にあたりましては、平成 18 年 11 月 1 日に開催した第 3 回文化財専門審議会で、教育委員会から文化財専門審議会に諮問し、平成 19 年 2 月 7 日に開催した文化財専門審議会から答申をいただいております。答申書は 3 ページに写しを添付してあります。

今年度の新指定重要文化財は 4 件で、7 ページから 13 ページになります有形文化財(考古資料)『向井将監正方夫妻墓出土品』413 点です。所有者は横須賀市教育委員会です。

これは、江戸時代初期に江戸幕府船手組頭と御召船奉行を兼ねて走水や三崎奉行など務めた向井将監正方とその妻の墓から出土した甕棺や副葬品 413 点です。10 ページから 13 ページにかけ出土遺物の写真を掲載してありますが、江戸時代初期における埋葬形態と甕や陶磁器の年代感を考察する上で非常に重要な資料です。

次に 14 ページになりますが、有形文化財(石造建造物)『向井将監正方夫妻墓碑』2 基です。所有者は、宗教法人貞昌寺 代表役員 竹林貞一氏で、所在地は、横須賀市池田町 1 丁目 79 番地 18 です。

これは、向井将監正方夫妻の墓碑、すなわち墓石であります。笠付方柱形と呼ばれる墓石形態で、上部の笠の下側には銘が刻まれております。高さ 3 m を超える大規模なもので、市内では他に類例がありません。

18 ページになりますが、三番目としては、有形文化財(建造物)『常福寺本堂内脇厨子』2 基です。所有者は、宗教法人常福寺 代表役員 国松俊雄氏で、所在地は横須賀市西浦賀町 2 丁目 5 番地です。

常福寺本堂の建物は、中世末、龍口寺として藤沢に建立されたものですが、その後、鎌倉そして西浦賀へと移築されてきました。本堂の内部には本堂創建当時のものと思われる厨子があり、そのうち 1 基は中世末の建築様式の特徴を持っています。市内、最古の木造建築物として指定するものです。

20 ページをお開きください。4 番目としては、有形文化財(歴史資料)『ペリー上陸記念碑』1 基です。所有者は横須賀市で、所在地は横須賀市久里浜 7 丁目

14番地であります。

ペリー上陸を記念して、現在のペリー公園に明治34年7月14日に建立されたものです。建立に当たっては、明治憲法起草者の一人でもあり、当時、米友協会の会長であった金子堅太郎が尽力しました。ペリー上陸は本市の歴史上、欠かすことのできないものであり、ペリー公園のシンボルとして、また久里浜ペリー祭などでも市民に広く親しまれているため指定いたします。

参考といたしまして23ページ以降に文化財保護条例を添付してあります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

(奥寺委員長)

ペリーの上陸記念碑など、このような文化財は前からありますが、以前から、これらを重要文化財に指定することを考えていたのですか。

(生涯学習課長)

市内の文化財については、継続的に様々な調査をおこなっています。今回の文化財については、結果的に18年度に候補としてあがったという理由です。市内にはいろいろな文化財があることは承知していますが、各種調査をおこない、その中から今年はこれを指定しようという方針になりました。

(奥寺委員長)

文化財をしてする依頼というのは、一般の方からあげるのか。それとも調べる側からあげるのか。

(生涯学習課長)

事務局側で考えている候補について、文化財専門審議会のなかで提案をし、それに対して、いろいろ研究をされている文化財専門審議会の委員さんたちが、協議をされて、実際の現場を見に行ったり、現物をみて説明を受けたりという形で、そこから候補としてあがってきます。

(齋藤委員)

向井将監正方とその妻の墓から出土した甕棺や副葬品413点について、この所有者が教育委員会になっていますが、これは寄付などにより市の教育委員会の所管になったのか。

(生涯学習課長)

埋蔵物というのは、本来は国のものですが、権限移譲を受けて県になり、本市は県からいただいた。

( 齋藤委員 )

この 413 点というのは今どこにあるのですか。

( 生涯学習課長 )

今は整理の関係で、旧坂本小学校に置いてあります。

( 齋藤委員 )

将来的には文化財に指定された後は、どこでどのように管理するのか。

( 生涯学習課長 )

博物館などでお見せするようなことを考えています。

( 出光委員 )

今の向井将監の出土品とお墓ですが、そのお墓の 2 番の説明書を読ませていただきますと、もともとは供養塔と思われたが墓碑だったという説明書があります。平成 13 年というその当時の写真だと思いましたが、このときに 413 件も一度に出てきたのでしょうか。

( 生涯学習課長 )

京急の新大津駅から浦賀方面の山の上に、京浜急行が開発をした土地があります。その開発をする際に出てきたものです。

( 出光委員 )

もう一つ、常福寺の厨子ですが、一つが作られた当時のものであって、もう一つおそらく後の時代に修復されたものではないかという記載がありましたが、やっぱり修復されたものであっても、左右という形で考えるならば、十分に文化財として対応できるということで、両方ということになっているのでしょうか。

( 生涯学習課長 )

今回はそういうになっています。

( 出光委員 )

その移植されたと思われる方もかなり古く、また作りも非常に優秀であるということですか。その背景がわかれば教えていただきたいのですが。

(今江文化財専門審議会委員長)

右の方の厨子というのは室町時代から戦国時代の末期にできている。もう一つの方は、江戸時代初期になると思います。大体様式からみて、一緒に指定しようということになったのです。実をいいますとこの他に本堂の前に朱弥檀というのがあり、元和7年という銘が出てきたものが、これも大分古いものなので、それも指定しようかと思っていたのですが、最初の案では指定のなかに入れてありましたが、その朱弥檀というのは本堂と一体なので、本堂の時に指定しようということで見送りました。先程課長もいわれましたが、常福寺というのは、藤沢に龍口寺というのがありまして、それから鎌倉に移り本覚寺になり、大正7年に西浦賀に移され常福寺になりました。古いと考えられていますが、はっきりと年代が出てこないで、本堂と朱弥檀は後日指定することとして、今回は本堂の脇厨子だけを指定することになったという経緯があります。数年前から横浜国立大学の専門の先生に調査をしてもらい、報告も出していただいているので、それに則って説明をさせていただきました。

その他には質問、討論なく、採決の結果、議案第4号は「総員挙手」をもって原案どおり可決、確定する。

議案第5号「平成18年度横須賀市一般会計補正予算教育委員会関係議案の提出について」

委員長 議題とすることを宣言

(総務課長)

議案第5号 平成18年度横須賀市一般会計補正予算教育委員会関係議案についてご説明いたします。

議案の5ページをお開きください。先に歳出からご説明いたします。まず職員の給与費ですが、議案5頁の11款、1項、2目・事務局費から9頁の9項1目・保健体育総務費までの9目にわたって補正し、職員の給与費を合計で1億1,100万円余減額しようとするものです。補正する理由としましては、平成18年4月1日以降の職員構成の変動に伴う増減、扶養手当・通勤手当等の変動による増減などにより、各費目の給与費の整理補正を行うものです。

それぞれの目ごとの給与費の増減額につきましては、記載のとおりであります。次に基金の利子収入の増減に伴う補正であります。5ページ・6ページをお開きください。5頁の2款、1項、11目・交通安全推進費の交通遺児奨学基金積立金、11款、1項、2目・事務局費の国際教育推進基金積立金、9頁の11款、8項、8目・万代会館費の万代基金積立金、10目・美術館開設準備事業費の美術品等取得基金積立金につきましては、利子収入の増減に伴い、それぞれ記載の額を増額もしくは減額しようとするものです。次に、建設事業における入札差金の発生などに伴う補正であります。7頁の11款、2項小学校費、3目・学校建設費から9頁の7項特殊学校費、1目・ろう学校費までの、学校建設事業費、学校統合整備事業費につきましては、入札差金の発生、設計の精査に伴い、合計で7億1,900万円余を減額しようとするものです。

次にその他の補正についてご説明いたします。9頁をお開きください。

11款、8項、5目・図書館費につきましては、図書館システム開発委託において、提案コンペ方式により納入機種を決定した結果発生した差金と、図書館システムおよびネットワーク機器のリース契約における入札差金とを合わせまして、2,600万円余を減額しようとするものです。

10目・美術館開設準備事業費につきましては、機械設備等日常管理業務委託において、建物引渡後の保守管理を委託ではなく、職員および警備員で対応するための減額と、JR横須賀駅前サイン新規設置委託において、神奈川県が行うJR横須賀駅前整備事業のスケジュール変更に伴い、19年度に実施するための減額などを合わせまして900万円余を減額しようとするものです。以上で歳出にかかるご説明を終わります。

次に、歳入につきましてご説明いたします。1頁にお戻りください。15款、1項、3目・教育費国庫負担金につきましては、児童生徒急増校対策事業において、補助対象面積が減少したことにより、国庫負担金が減額となったものです。15款、2項、9目・教育費国庫補助金、および16款、2項、8目・教育費県補助金につきましては、説明欄に記載の補助対象事業において、事業費が減額したことにより、その財源であります国庫補助金、県補助金も併せて減額となったものです。

17款、1項、2目・利子及び配当金、5節・交通遺児奨学金基金収入から12節・美術品等取得基金収入までにつきましては、各基金の利子収入の増減に伴い、それぞれ記載の額を増額もしくは減額補正しようとするものです。

3頁をお開きください。

22款、1項、7目・教育債、1節・義務教育施設整備事業費公債の補正につきましては、中・ろう学校の校舎耐震補強事業および中学校の学校統合整備事業において、事業費の減額に伴い市債が減額されたものと、小学校の校舎耐震補

強事業における、起債対象経費の増額に伴う市債の増額、中学校の児童生徒急増校対策事業における、国庫補助金の減額に伴う新たな市債を充当するための増額とを合わせ、合計7,300万円余を減額しようとするものです。

2節・高等学校建設事業費公債の補正につきましては、1億5,000万円余を減額しようとするものです。これは市立横須賀総合高等学校建設事業において、事業費が減額したことにより、その財源であります市債も併せて減額となったものです。次に、11頁をお開きください。継続費の補正についてご説明いたします。補正の理由は、市立横須賀総合高等学校建設事業において、事業費が減額したことにより、継続費の総額および年割額を記載のとおり変更するためであります。次に地方債の補正についてご説明いたします。補正の理由は、歳入予算の市債の補正に伴い、予算で定めた地方債の限度額を記載のとおり変更するためであります。以上で、平成18年度一般会計補正予算のうち、教育委員会関係につきましてのご説明を終わります。この補正予算を平成19年第1回市議会定例会に提案いたしたく、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

(齋藤委員)

1ページ・2ページ歳入のところの15款第1項3目の学校施設整備事業費のところの説明で児童生徒急増問題により床面積が減少したこととおっしゃったかと思うのですが、これはどういうことか教えてください。

(総務課長)

校舎の教室を増やす工事を行うのですが、当初考えていた教室の床面積が減少した、そういうことでございます。

(齋藤委員)

それはつまり、小さくなったということなのでしょうか。

(学校管理課長)

予算作成時の時点で補助金に関しまして県の教育委員会との協議をいたしました。そのときは全てが補助対象になりますよということで事務を進めてまいったところでございます。

しかし実際に18年度に認定申請をいたしましたところ、国から補助対象となるものが当初は12教室だったんですが、7教室プラス共用部分のみこういう指示が出されまして、今回補正予算となりました。

(出光委員)

民間などと並んで、スリム化したというか、その大きな原因というのが、今の説明をうかがっていますと、入札制度によって差金が出たということでしょうか。この入札制度は、横須賀市は確か電子入札をやっており、その頻度も年々高くなって、入札に参加される業者さんも増え、予算というのは多めにとっておくものかもしれませんが、いい意味で差金が出てくるようになってきているというのが最近の流れなのではないでしょうか。

( 管理部長 )

本市の入札制度、いわゆる指名競争という入札から、あるいは全国の都道府県で話題になっている競争性が低い制度から、一般競争というだけでも参加できる制度に変更したわけです。そのツールとしてはITを使った電子入札なのですが、それについては導入した当初は、比較的経済状況が冷え込んでいたもので、公共事業になるべく参入したいという企業がだいぶあったと思うのですが、当初はかなり100円のところを80円から85円という契約で、懐に残る金が出たのですが、ここ最近と同じようなシステムでやってはいるのですが、たぶん都市部などでいくと比較的経済状況もよくなっているなかで、特に建築関係ですと私が聞いているかぎりでは、建設業者が公共事業ではなくて民間に流れ込んでいる、いわゆるメリットがないというところで。全国区ではないのですが、都市型のそのような例もありますので、こういう制度を変えたことによって比較的競争性は高まったのですが、そのときどきの経済状況によっては懐に残る金はやはり増減する、こういうような感はあります。

ただ今申し上げましたように、この制度いわゆる競争性の高い、透明性のある制度は公共事業としてはもつべきである、こういう風に考えておりますので、参入者が減ったとしても同じシステムを今後も継続していく、というように本市の契約課も考えております。

( 田中教育長 )

横須賀市が一般競争入札を進めようと最初に考えた狙いは、談合防止なのです。今全国で、談合・談合といわれていますけど、地方自治体の間では横須賀方式と呼ばれるほど、横須賀のやり方が評価されているようです。横須賀も昔は談合がなかったわけではないと思いますが、誰でも参加していただく一般競争入札にしたことで、非常に談合がなくなってきた。その副産物として競争性が高まりますから入札の金額が下がってきている。その結果がこういう形で出ているということです。

( 三浦委員 )

その結果手抜きが行われるとか、そのチェックをどうしているのか。

(管理部長)

当然そういう懸念が発生します。そのために、一般競争入札を導入した段階で組織として検査担当課というのを作りました。従前は土木・建築・緑政の各部などの技術系の所属で検査をおこなっており、それをマネジメントする契約課の検査員は僅かだったのですが、三浦委員の発言にありましたように、やはり良い成果を出すために組織体制として担当課を組み、複数の検査技術職員を配置し対応しています。

その他には質問、討論なく、採決の結果、議案第4号は「総員挙手」をもって原案どおり可決、確定する。

議案第6号「平成19年度横須賀市一般会計予算教育委員会関係議案の提出について」

委員長 議題とすることを宣言

(総務課長)

議案第6号 平成19年度横須賀市一般会計予算教育委員会関係議案についてご説明いたします。お手元に「平成19年度一般会計予算(案)」と「平成19年度の主要事業の概要」をお配りしてありますので、歳入につきましては「予算(案)」により、歳出につきましては、「主要事業の概要」によりご説明いたします。はじめに、歳出からご説明いたします。平成19年度横須賀市教育委員会関係予算「主要事業の概要」1頁をご覧ください。教育委員会が所管する予算は、教育費約147億9千8百万円と、総務費の交通遺児対策事業費約370万円で、総額は、148億215万5千円となります。前年度当初予算168億6千424万3千円と比較して、20億6千208万8千円の減額で、率にして12.2%の減となります。

(1) 市立横須賀総合高等学校建設事業は、18・19の2か年継続事業でグラウンド整備工事を行います。19年度は、野球、サッカー場等の整備と、体育管理棟等の建設を行います。(2) 学校建設事業では、耐震補強事業として、小学校7校と中学校3校の校舎の耐震補強工事、小学校1校の体育館の耐震補強設計を行います。空調設備整備事業では、小学校4校の普通教室等に空調設備を整備します。児童生徒急増校対策事業は、常葉中学校の生徒急増に対応するため、展示スペースを普通教室に改修いたします。学校防犯カメラ設置事業は、

学校への不法侵入などの犯罪行為を抑止し、児童等の安全を確保するため、小学校、ろう学校及び養護学校に防犯カメラを設置します。その他、各学校の施設補修のために営繕工事を実施します。学校教育につきましては、いじめの解消や、不登校の児童生徒など配慮を必要とする子供のサポートを重点課題として、取り組んでまいります。

(1) 子どもサポートシステムの推進は、支援や配慮を必要とする幼児児童生徒が抱えている問題に対応するため、小学校ふれあい相談員の勤務時間の拡充、小学校スーパーバイザーの新設、特別支援学級介助員の増員などを行い、事業を拡充いたします。

2頁をお開きください。(2) 不登校対策事業では、中学校に配置する訪問相談員を10名から15名に増やして、指導助言できる体制を強化します。

適応指導教室「スペースゆうゆう」、「スペースゆうゆう坂本」では、個々の子どもに応じた体験活動、学習支援を行います。(3)教育相談事業は、子どもに関する総合相談窓口となる相談室を青少年相談センター内に設置して、専任の相談員が子ども、保護者、教職員からの不登校をはじめとした様々な教育問題への相談業務にあたっておりますが、土日祝日も電話相談を受ける体制にいたします。これらの事業を柱に、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な教育や指導を行い、学校教育のより一層の充実を図ってまいります。(4)外国人教員や講師を活用した英語や国際教育の指導は、児童生徒の外国語コミュニケーション能力の向上及び国際理解教育の推進を図るために、外部人材を積極的に活用していくものです。小学校では、専任の外国人講師を派遣し、児童が外国語に触れたり、外国の生活や文化に慣れ親しむ機会を作ります。中学校では、英語を母語とする人(ネイティブ・スピーカー)の正規教員を4名から5名に増員し、国際理解教育や外国語教育の推進を図ります。あわせて、外国人講師を英語授業の助手として派遣し、実践的コミュニケーション能力を育成します。総合高校では、語学指導等を行う外国人青年招致事業「JETプログラム」による外国語指導助手を配置します。また、帰国・外国籍児童生徒が在籍する学校を巡回し、学校教育全般にわたって指導・支援を行う国際教育相談員を新たに設置し、日本語指導員派遣対象校を33校から40校に増やすなど、国際教育の充実を図ります。(5)地域力や学校間の連携を活用した魅力ある学校づくりは、学校と保護者、地域の方々が相互に協力し、魅力ある学校づくりをめざしていく支援を行うものです。このうち、学校いきいき事業は、地域力や学校ボランティアを活用した教育の充実、さらには小中学校の連携や学校評価の推進に向け支援していくものです。

3頁をご覧ください。(6)学力向上の支援であります。本市の子どもたちの学力の実態を捉えるために、小学校3,700人、中学校3,500人を対象に学力調査

を行い、今後の指導の工夫改善に活かしてまいります。また、多様な授業形態に対応するための「教科用指導書購入委託」を実施します。

加えて、授業力向上支援相談員派遣事業では、教員の指導力の向上をねらい、初任者を中心に経験5年以内の教員を支援するため、教科指導、学級経営等の助言を行う専門の相談員を配置します。また、授業力向上のための研修も実施してまいります。4頁をお開きください。(1)芸術鑑賞会の実施では、18年度までのオーケストラ、オペラの鑑賞会に加えて、小学校6年生を対象に、今年4月にオープンする横須賀美術館での美術作品鑑賞会を新たに実施いたします。

そのほか、(2)から(7)までの発表会、スクールデジタルコンテストなど、子ども達の豊かなところをはぐくむ行事を開催します。教育課題に関する研究につきましては、さまざまな教育課題に関するテーマを定め、学校・研究会・個人等に研究を委託し、その研究成果を広く活用してまいります。また、基本研修や教科の研修など、教職員の専門的資質の向上に努めるための各種研修を実施いたします。

5頁をご覧ください。本市の児童・生徒数は、現在、20数年前のピーク時から半数以下になっています。しかし、小中学校の数はほぼ当時のままであるため、全学年が1学級ずつというように、小規模化が著しく進んでいる学校があります。一方、最近の大規模開発によって児童生徒が急増し、校舎の増築などの対応が必要な学校もあります。

また、通学区域の問題では、学校配置の関係で、近くに学校がありながら、遠くの指定校まで通学しているような地域もあります。

このような学校規模や配置などの物理的側面が、子ども同士の間関係面、学校としての教育指導面、学校運営面にさまざまな影響を与えることが考えられます。そのため学校規模や配置による格差を少なくすることが課題となっております。このため、「横須賀市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」に基づき、平成19年度前半に、「(仮称)市立小・中学校適正配置計画」を策定し、具体的に取り組むべき地域には協議会を設置し、検討を行ってまいります。

6 学校保健ですが、記載のとおり、学校災害見舞金の支給や、園児・児童・生徒の健康管理に関する事業などを実施します。(1)は、市内に開設されている私立高等学校4校の運営に対する補助です。(2)から(4)は、小学生から高校生まで、所得に応じて経済的な負担を軽減する事業を実施します。

8 教育委員会事務局は、教育委員の報酬や旅費、教員の欠員補充、休職等に際しての非常勤職員報酬や、給食調理員や用務員の欠員不補充のための非常勤職員報酬・臨時職員賃金などの事務局経費です。

6頁をご覧ください。(1)美術館の運営につきましては、横須賀美術館がいよ

いよ今年4月28日に開館いたします。開館日には、子どもたちとともに開館を祝う式典を行うほか、ゴールデンウィーク期間中には、市民ボランティアによるアートパフォーマンスや大道芸など開館を盛り上げるオープニングイベントを行います。

開館記念展は、特別展として「近代日本美術を俯瞰する」展、「生きる」をテーマにした現代作家9人による企画展、谷内六郎館の常設展とバラエティに富んだ内容です。その後も、国内外の近代・現代美術を中心とした展覧会を開催し、すぐれた美術作品と出会う場を積極的に提供します。

そして、作品の鑑賞だけでなく、ギャラリートークや講演会、ワークショップなど来場者が実際に参加・体験しながら美術に親しめる教育普及活動を展開し、多くの人に愛され、誰もが気軽に美術を楽しめる施設を目指します。

(2)図書館につきましては、子供の本離れを防止するための子ども読書活動の推進事業として、保育園・幼稚園児の保護者と小学生へのブックリストの配布、BCG接種時のブックスタートパックの配布などを行い、子どもたちの本に対する興味をはぐくんでまいります。

(3)成人教育の推進では、市民の学習機会の整備と場の提供を促進します。学校開放事業では、学校施設を地域に開放し、生涯学習の機会を提供し、社会教育の普及と児童生徒の健全育成を図っています。平成19年度は、図書室の開放を6校から8校に増やします。

7頁をご覧ください。(7)博物館につきましては、人文部門特別展示「横須賀の近代建築」や博物館教室、講演会などを開催します。また、本館の冷却塔取替え工事などの営繕工事を行います。(8)文化財保護事業ですが、文化財の保護・管理・整備、基礎資料作成、周知啓発などを行う事業です。19年度は、燈明堂の擬木柵取替工事などを行い、文化財の保存に努めます。

(1)社会体育の振興では、学校の体育館等の施設開放、市民スポーツ教室の開催などを通じて市民のスポーツ活動を支援していきます。市民体育大会の開催、全国大会への選手派遣などスポーツ技術の向上を目指します。市民レクリエーション、倉渚地域とのスポーツ交歓会など記載の事業を通じて市民の健康意識の向上を図ります。(2)体育会館は、多くの市民、スポーツサークル、大会などに利用されており、安全かつ快適に利用していただけるように施設の管理運営を行います。以上、教育委員会の主要事業で歳出にかかるもののうちから、主なものをご説明いたしました。

次に歳入のご説明をいたします。恐れ入りますが、お手元の「平成18年度横須賀市一般会計予算案(教育委員会関係)」の1頁をお開きください。

さきほど歳出でご説明いたしました事業を実施するにあたり、特定財源として収入するものなどを、1頁から6頁にわたり記載しています。

その主なものを説明させていただきます。

1 頁の 14 款・1 項・7 目教育使用料は、「高等学校授業料」など記載のとおりです。「高等学校授業料」は学年により、全日制が月額 9,600 円または 9,300 円、定時制が 2,600 円または 2,500 円で、記載の金額を計上しております。

「美術館使用料」は、観覧料、駐車場使用料などを、類似施設の実績を基に算出し、記載の金額を計上しております。「体育会館使用料」は、実績に基づき予算額を精査した結果、前年比 約 3,500 万円の減となっています。

14 款・2 項・8 目・教育手数料のうち、1 節「入学検定料」は、総合高校の受検者数を見込んで計上しており、2 節「入学金」は、総合高校の定員分を計上しております。

15 款・2 項・9 目・教育費国庫補助金のうち 2 節「特別支援教育児童生徒就学奨励費補助」から 4 節「要保護児童生徒医療費補助」までの 3 つの補助金は、児童生徒の就学などに際して、経済的支援を行なうことを目的とした国の補助金です。5 節「校舎大規模改造事業費補助」は、小学校と中学校の耐震補強工事に係る国庫補助金です。

3 頁をお開きください。16 款・2 項・8 目・教育費県補助金の 2 節「学校施設整備費補助」は、小学校と中学校の耐震補強工事と、総合高校のグラウンド整備工事及び体育管理棟等の建設に対する補助金です。3 節「スポーツエキスパート活用事業費補助」は、中学校及び高等学校の運動部活動指導者、コーチへの謝礼・報酬等に対する県補助金です。5 節「指定文化財保存事業費補助」は、県の文化財に指定されている天神島の自然教育園フェンス改修工事に対する県補助金です。16 款・3 項・6 目・教育費委託金、1 節「学校評価システム構築推進研究委託金」は、大塚台小学校における文部科学省学校評価システム構築に係る委託金です。2 節「スクーリング・サポート・ネットワーク整備事業委託金」は、不登校児童生徒への訪問相談等の支援事業に係る県からの委託金です。

5 頁をお開き下さい。21 款・5 項・1 目・雑入、15 節の「日本スポーツ振興センター共済掛金収入」は、学校での児童生徒のケガなどに備えるために加入している共済保険の個人負担分です。17 節の「雑入」は、行政財産目的外使用料、美術館・博物館の刊行物販売収入などです。22 款・1 項・7 目・教育債は、小・中学校の耐震補強工事、および総合高校のグラウンド整備工事などのために借り入れる市債です。以上、平成 19 年度教育委員会関係の歳入歳出予算の主要な部分についてご説明いたしました。この予算を市議会第 1 回定例会に議案として提出いたしたく、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

(三浦委員)

支出の項目が前年度と比べて減っているのですが、どの部分が減っているのでしょうか。

(総務課長)

美術館の建設が平成 18 年度で終わりましたので、これで約 20 億円減少しております。65 ページ美術館建設事業費の部分に 20 億 6500 万円ほど減少と記載されております。

(出光委員)

歳出になるかと思いますが、主要事業の概要 3 ページの 1 番下に、教育用コンピュータのことが書いてあります、小学校パソコン用教室のパソコンの半分更新とあるのですが、これは今の IT 時代で、ランニングコスト的に、どうしても増えてくるものなのではないでしょうか。ひとりで使っても結構疲弊するものが、お子さんがどんどん使えば疲弊も当然早くなるだろうと思いますし。同時に OS が変わるというのもありますね。WINDOWS がバージョンアップすると、やはり多くなるとか。大体このくらいで推移していくものなのではないでしょうか。

(総務課長)

現在のところは小学校では、本当は普通教室にもパソコンをおきたいところがあるのですけれども、パソコン教室ということで、ひとつの教室について 40 台のパソコンを置いているところでございます。このうち毎年更新になるものがでてまいりますので、18 年度についてはここに記載してありますように、パソコン教室のパソコン半数を更新したいと考えております。年度によって多少差がございましたけれど。

(出光委員)

ちなみにこの半数というのは、実数でいうとどのくらいになるのでしょうか。

(学校再編担当課長)

一校あたり 42 台あるうちの半数 21 台を 48 校更新するので、1,008 台が実数となる。

(齋藤委員)

3 点うかがいたいのですが、まず 1 点は主要事業の概要の 1 ページの耐震工事のところですが、今年は校舎として小学校 7 校、中学校 3 校を予定されているとのことですが、これは市内で耐震補強工事が必要となっている学校のどれ

くらいの割合でしょうか。

(学校管理課長)

小学校、中学校、ろう学校、養護学校あわせて75校中、今耐震改修を行わなければいけない、残っています学校は、21校になります。今予定では、19年度に小中あわせて10校、それから20年度には残りの10校、それから最後に残っている1校につきましては、特殊な構造の学校でございまして、それを19年度の夏から秋くらいまでに耐震化の検討をいたしまして、どうしたらよいか結論を出したいと考えております。

(齋藤委員)

予定はわかりました。どの学校を先にやるかというのは必要に応じてということなのでしょうか。

(学校管理課長)

今現在残ってございます学校のなかで、優先順位でございしますが、1校を除きまして、あと2年で完成をさせたいということで、そのなかでやはり建物の古い学校から改修してまいりたいと考えております。

(齋藤委員)

次の2ページ目なのですが、(4)の外国人教員や講師を普及したというところなのですが、そこで、国際教育指導助手という方を派遣することになっているのですが、これは身分というのは、正規というかどのような形になるのでしょうか。

(学校教育課長)

小学校に国際教育指導助手を派遣する委託をする。したがって身分は委託先の会社に所属している方となる。

(齋藤委員)

何か資格など条件とかそういうものがあるのか。

(学校教育課長)

国際教育指導助手を派遣する会社との契約になりますので、その会社の内規にあると思う。特にこちらでは条件を設けずに、ネイティブスピーカーということも条件としている。

( 齋藤委員 )

出身国についての条件は、英語だけではないのですか。

( 学校教育課長 )

英語だけです。

( 齋藤委員 )

5 ページ 7 番の私学の振興就学の助成というところの ( 4 ) の教育扶助費というところで、5 億 7,800 万円とありますが、これは今話題となっている就学援助とか給食扶助とかそういうのが世間でもいろいろと問題になっているのですが、この額というのは、横須賀市では例えば、この数年間の傾向として増えている、あるいは減っている、横ばいなどいかがでしょうか。

( 学校教育課長 )

やはり増えております。割合でいいますと、10% から 12% くらいになっていきます。

( 田中教育長 )

先ほど耐震のところでは特殊といったのは諏訪小学校なのですが、委員の皆様には、本庁舎から近いので、時間があるときに見ていただけたらと思います。また、継続する事業、拡充する事業、新規に行う事業ありますけれども、特に学校教育において今年がこれが目玉という事業がありましたら何点か紹介してください。

( 学校教育課長 )

まず 1 ページにありますけれども、こどもサポートシステムというのがあります。これはさまざまな子ども達の課題を即座に解決していこうというもので、先日おはなしさせていただきました支援教育。障害児教育と児童生徒指導をあわせた、支援教育というものを推進していきながら、このなかには様々課題がある子どもたちがいるわけですが、そのなかでどういう支援をもっていったらいいかというなかで、そういったものをつくりました。そのなかで小学校のスーパーバイザーこれは小学校にカウンセラーの資格をもった臨床心理士にそれぞれ巡回をしてもらいまして、こどもだけでなく、実は今、親のほうもなかなか大変なストレスをお持ちのようで、そちらのほうにも関わっていただくという形のなかで、こどもの自発とともにサポートしていきたい。これがひとつで

ございます。

もう一つが、さきほど齋藤委員にお話いただきましたけれども、またこれは実は支援教育の一環でございますが、外国籍のこども、やはりこれも学校のなかで困難を抱えているわけでございます。これに対して日本語指導員を今まで派遣していたわけでございますが、それだけではなくてその下にございます、国際教育相談員、外国籍のこどもたちが持っている背景、ニーズ、様々違うわけでございますので、そここのところに対して自発教育カリキュラムとうとうをまたはその方のカウンセラーも含めて配置していきたいと考えています。他にもありますが、大きくはこの二つが目玉でございます。

他に質問、討論なく、採決の結果、議案第6号は「総員挙手」をもって原案どおり可決、確定する。

#### 議案第7号 『市立学校文書取扱規程中改正について』

委員長 議題とすること宣言

(総務課長)

議案第7号「市立学校文書取扱規程中改正について」ご説明いたします。この規程は、市立学校が取扱う公文書に関して定めたものです。改正理由は1ページの下に記載のとおり、平成19年4月1日付けの学校統合による市立桜台中学校の廃止に伴い、桜台中学校に関する規定を削除することと、その他所要の条文整備を行うものでございます。

具体的な改正箇所ですが、議案第7号の3ページをご覧ください。文書の記号等について定めている第6条の別表の中の、桜台中学校の学校名と記号を削除します。議案第7号の1ページにお戻りください。ページ中段の附則の第2項において、統合後の桜台中学校の文書は坂本中学校に引継がれることを規定しています。なお施行期日は、附則第1項にありますように、平成19年4月1日となります。よろしくご審議の程お願いいたします。

質問、討論なく、採決の結果、議案第7号は「総員挙手」をもって原案どおり可決、確定する。

#### 議案第8号 『美術館条例施行規則制定について』

## 委員長 議題とすること宣言

(美術館開設準備室長)

議案第10号、美術館条例施行規則制定議案について説明させていただきます。

美術館条例につきましては、昨年6月に公布されましたが、この条例の施行に関する規則でございます。議案の説明資料を別に用意しておりますので、そちらを使いまして説明をさせていただきます。議案説明資料1ページをご覧ください。見開きの左ページに施行規則の解説と条文を、右ページには対応する美術館条例の条文を記載しており、網掛部分が該当する条項ですので、左右を対照しながらご覧いただきたいと存じます。

まず、規則の制定理由でございますが、記載のとおり「美術館条例の施行に関することを定めるため」でございます。それでは、各条文について説明いたします。

規則の第1条は休館日、開館時間等の変更に関する条文です。右ページの条例の網掛け部分、第3条2項と第4条ただし書きにある「教育委員会が認めるとき」の具体的事例を定めるものです。1号は維持管理に必要なとき、例えば、大がかりな機器の保守点検などを実施する際に臨時休館できるようにする規定です。2号は展示替えのとき、3号につきましては、臨機な対応については、想定しきれないことから、その他教育委員会が必要と認めるときという規定を設けております。記載のとおり混雑時に開館時間を早めたりするなど、臨機に変更が必要な場合の規定となります。

第2条は、条例第5条の1項を受け、観覧の手続きを定めます。観覧料の手続きを経た方に観覧券を交付することと、本美術館は、同日再入場可としておりますので、2項で再入場の際に観覧券を提示することを規定します。

第3条は、同様に条例第5条2項を受け、駐車場使用の手続きを定めます。1項では、駐車場入場の際に、駐車券を交付すること、2項では、退場の際に、駐車券と使用料を提出することを規定します。

3ページをご覧ください。第4条は、条例第5条3項別表に規定している「高校生」の定義を定めます。高校生に相当する者をなるべく多く高校生扱いにします。例えば、専修学校の高等課程の生徒やインターナショナルスクール、ベース内ハイスクールなどの生徒なども高校生となります。

第5条も同様に「大学生」の定義を定めます。大学生に相当する者として、例えば、高校を卒業して入る各種学校や防衛大学の学生なども大学生とします。

続いて、第6条、障害者の定義です。条例別表第1項備考に「教育委員会規則で定める障害者」とありますが、この部分を規定しています。記載のとおり、

障害者とは身体障害者手帳、療育手帳、精神障害保険福祉手帳の交付を受けている方を障害者とします。

5 ページをご覧ください。第7条は、条例第5条6項に規定する観覧料及び使用料を減免できる特別の理由と減免割合を定めます。まず、1項1号では、幼稚園、保育園や小中学校及び市内の高校などが教育活動で観覧する場合の引率の先生等の観覧料を全額減免します。その場合、駐車場使用料も全額減免します。学校教育との連携に力を入れておりますので、多くの学校等が利用しやすいようにする規定です。2号では、障害者の方の駐車場使用料を全額減免します。

3号では、観覧した方には駐車場使用料の1時間分300円を減免します。オートバイの場合は、1回の料金を減免します。但し、観光ツアーなどの大型バスについては、減免しません。4号では、このほか規則で書き切れない場合を想定し、「その他教育委員会が特に必要な場合減免できる」と規定しています。例えば、自治体の視察者を減免する場合や集客促進を目的とした割引などを行う際にこの規定を根拠とします。

第8条は、減免を行う場合の手続きを定めます。1項、2項に記載のように原則は、減免を受けようとする人は、14ページの第1号様式観覧料減免申請書、または15ページの第2号様式使用料減免申請書を提出し、減免を決定する場合は、4項、5項に記載のとおり、16ページの第3号様式観覧料減免決定通知書、または17ページの第3号様式使用料減免決定通知書を交付することになります。

但し、障害者の方の減免につきましては、書面の手続きを省略し、3項のとおり、手帳の提示をもって申請書の提出に代え、6項のとおり、手帳の提示をもって減免決定を口頭で行えることとします。また、この他にも、7項で、教育委員会が特に必要と認める場合は、この手続きの一部を省略できることとします。これは、障害者手帳を忘れた方で、明らかに障害者と確認できる場合や第7条1項4号の例外規定で減免する場合に、お客様に面倒な手間や不愉快な思いをさせないように、口頭で減免手続きを行うなど、臨機な対応ができるように規定しているものです。

第9条は、条例第6条第1項の規定を受け、美術作品等の特別利用を行う場合の手続きを定めます。特別利用とは、美術館の収蔵品の営利を目的とした模写、模造、撮影、または収蔵品の写真や電子データの利用のことですが、利用許可を受けようとする人は1項に記載のとおり特別利用許可申請書(18ページ、第5号様式)を提出し、許可する場合は2項のとおり特別利用許可決定通知書(19ページ、第6号様式)を交付することになります。

但し、1項にありますが、寄託作品を特別利用する場合は、寄託者の同意の書面を、著作権があるものは、著作権者の同意の書面を添付することが必要です。9ページをご覧ください。第10条は、条例第7条第3項に規定している特別

利用料を減免できる理由と減免割合を規定します。1号では、例えば、情報誌に展覧会情報を掲載するのに作品の写真を使用する場合など、特別利用が美術館の広報に役に立つ場合、全額減免とします。2号では、学校の試験の問題に作品の写真を用いる場合など教育活動や学術研究などで写真原版、電子データを利用する場合に、全額減免できる規定です。3号では、その他教育委員会が特に必要と認めた場合として例外規定を残しています。これは、国や自治体などが利用する場合など臨機の対応ができるように規定するものです。

第11条は、条例第7条第3項の規定により特別利用料の減免を受ける場合の手続きを定めます。1項にあるように、減免を受けようとする者は、特別利用減免申請書(20ページ第7号様式)を提出し、減免を決定した場合は2項にあるように特別利用減免決定通知書(21ページ第8号様式)を交付することになります。

第12条は、条例第8条ただし書きの規定による還付を受ける場合の手続きを定めます。ただし書き規定は、万一、例えば急な自然災害等で観覧ができなくなった場合などに観覧料等を還付することができる規定ですが、その手続きについて観覧料の場合は、観覧したという証明として観覧券の提示を、特別利用の場合は、特別利用許可決定通知書の提示をしていただくことになります。

11ページをご覧ください。第13条は、条例第9条、行為の禁止の1項2号「その他教育委員会において管理上支障があると認める行為」を規定しています。

1号では、所定の場所以外の飲食、喫煙、火気使用の禁止。2号では、所定場所以外の補助犬を除く、動物の持込の禁止。3号では、美術作品等に触れる行為の禁止。4号では、美術作品等の近くでのインク等の使用禁止。5号では、展示室内でのフラッシュ撮影の禁止を定めます。

3号では例えば、目の不自由な方が彫刻に触れる鑑賞があることから教育委員会の許可を受けた時を除くこととします。4号でも同様に、教育活動などで作品の近くでインク等を使用して良い場合があることから教育委員会の許可を受けた時は除くこととします。なお、このほか禁止行為は想定しきれないため、6号では、その他管理上支障があると認められる行為は禁止できるという条文を定めています。第14条は、条例第11条の規定に基づき、管理に必要な事項として、作品の寄託の手続きを規定します。寄贈や貸出しについては、物品会計規則を準用します。

1項ではまず、寄託を受けることができることを規定しています。寄託をする場合は、第2号、3号で規定していますが、寄託申込書(22ページ第9号様式)を提出し、申し込みを受けた時は受託証(23ページ第10号様式)を交付することになります。第4号では、寄託の条件、内容、期間は協議して定めることを定めています。但し、期間は最長2年間とします。第5号は、期間の更新

について定めており、更新する場合は、終了の 15 日前までに更新手続きとして寄託申込書を提出することとします。

最後に附則ですが、この規則の施行は条例の施行日から施行することになります。条例の施行日は開館日である 4 月 28 日を予定しておりますので、この規則も 4 月 28 日から施行となる予定です。以上で説明を終わります。

( 齋藤委員 )

3 ページなのですが、高校生や大学生の定義を決めてらっしゃるところで、短期大学というのはどこにも名前がでてこないのですが、条文・条例のなかでは書き込まれないものなののでしょうか。

( 美術館開設準備室長 )

短期大学については、学校教育法第 1 条における大学に含まれるので明記しておりません。

( 齋藤委員 )

教育委員会の許可を受けたとき、というのがたくさんあるのですけれど、これについては教育委員会で内規みたいなものを別に設けるのでしょうか。

( 美術館開設準備室長 )

作成をいたします。

( 出光委員 )

例えば破損があったときであるとか、人的なものもあるかと思うのですが、そういう場合の対応についての条例とか規則を定めておかなくて大丈夫でしょうか。

( 総務課長 )

損害賠償に係る部分につきましては、現在市の例規などで、それに関する条文を設けるということをしていません。そのような事態が発生した場合には民法を直接適用する形でやらせていただいています。

( 出光委員 )

11 ページの展示室内のフラッシュ撮影とあるのですが、これはエチケットとして当然なのですが、今では携帯電話とかデジカメなどが日常的に使われていますから、その規制というのは相当労力が要ると思うのですが。

( 美術館開設準備室長 )

撮影は勿論なのですが、携帯電話の使用を含めて、ここに織り込もうという議論もしたのですが、あえて盛り込まず、基本的なマナーの問題だということにしたのですが、撮影の場合、フラッシュをたく、他の人の邪魔になると同時に、著作権の問題にもなるということがあるので、携帯の写真をここで禁止してもどうにもならないだろうということで、あえて記載はせず、マナーの問題としました。

( 出光委員 )

フラッシュも勿論ですけれども、話したりノイズになったりというのも、皆様のモラルに任せることは相当大変だと思います。初動が大切だと思いますので、よろしくをお願いします。

( 三浦委員 )

今のご説明ですと普通に写真を撮影することはOKなのですか。

( 美術館開設準備室長 )

カメラで特定の美術作品をとるということについては事前に申告をしていただきます。会場写真をとるということについては、それはそれこそ他のお客さんの迷惑にならないなかで結構ですよということです。

( 奥寺委員長 )

誤ってフラッシュを使用された場合には、どのように対処するのですか。

( 美術館開設準備室長 )

そのような事態も考えられます。しかし、故意にやったのでなければ展示監視員がおりますので、どうぞ迷惑にならない範囲でお願いしますということを一言申し上げるなどの対応を考えています。

( 奥寺委員長 )

特別な展示物が出てくるような場合には、また規制も特別な体制になるのですか。

( 美術館開設準備室長 )

国宝ですとか重要文化財というような、扱いの難しいものが美術館に入って

くることは十分にありえることです。しかし、だからといって規制が多く見にくいというようなことは、なるべく避けたいと思っていますので、そのための方策については、美術館の方でも配慮しながら運営したいと考えています。

他に質問、討論なく、採決の結果、議案第 8 号は「総員挙手」をもって原案どおり可決、確定する。

議案第 9 号 『市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例中改正議案の提出について』

委員長 議題とすること宣言

(教職員課長)

議案第 9 号についてご説明いたします。議案第 9 号は市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例中、第 3 条第 1 項第 1 号別表第 1 (高等学校教育職給料表)と第 3 条第 1 項第 2 号別表第 2 (幼稚園教育職給料表)を統合し、第 3 条第 1 項第 1 号別表第 1 (教育職給料表)とし、第 3 条第 1 項第 3 号別表第 3 (中学校任期付教育職給料表)を第 3 条第 1 項第 2 号別表第 2 とし、併せて一般行政職に準じて改定するため、この条例を改正するものであります。また、市町村立学校職員給与負担法及び構造改革特別区域法の改正に伴い、所要の条文整備を行います。1 ページから 11 ページまでが新給料表、27 ページから 31 ページまでが旧給料表です。改正の内容について説明いたします。50 ページをご覧いただきたいと思います。本市の教育職給料表は、従来より県の教育職給料表に準拠してまいりましたが、県は平成 18 年 4 月 1 日から小中学校教育職給料表と高等学校教育職給料表を統合し、給与改定を実施いたしました。本市においては、一般行政職の給与改定実施と時期を同じくするため、平成 19 年 4 月 1 日から県教育職給料表に準拠した給料表の統合及び給与改定を実施するものであります。51 ページを御覧いただきたいと思います。この資料から現行との比較をしてみますと、給料表全体の改定率は高等学校が平均 3.99%、幼稚園が平均 2.43%、中学校任期付が 5.11%となります。

現職員の各級ごとの平均改定差額と平均改定率は、高等学校教育職の 2 級は 26,522 円で 6.02%、3 級は 41,000 円で 8.34%、4 級は 56,700 円で 10.55%となっています。1 級には該当職員がおりません。幼稚園教育職の 2 級は 27,166 円で 6.25%であります。1、3、4 級

には該当職員がおりません。中学校任期付教育職は 15,866 円で 4.20% であります。52 ページは、平成 19 年 3 月 31 日時点での在職者の分布表です。附則は、改正に伴う施行、運用日、経過規定等についてのものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

(出光委員)

現給が下がる方が、それに達するまで保障するということがあったのですが、上がらない人が何人かいらっしゃいますよね。つまり校長先生とか、給料表の中で一番上の方にいらっしゃる方というのはどうなるのでしょうか。

(教職員課長)

給料表自体はあがらないということはないのですね。今実際に動けば給料表はあがっていくのですけれども、新しい給料表で、今の額に達しないという方は何人もおります。

(出光委員)

今最高級のお給料をいただいている方が、この表にあるものよりも上は増えていくのですか。

(教職員課長)

そういう方はおりません。必ず新しい給料表になって、その上があるという形になっております。

(三浦委員)

号俸といいますか、これはどのくらいで上がっていくのですか。1年1号俸というわけではないですね。

(教職員課長)

今までは、1年で1号俸あがっている感じで、大体号給によって8,000円だったり6,000円だったり違いますが、今度新しい給料表はその今までの1号分を4分割しております。それで上がるのは1年で4つ分あがるので、上がり方は今までと同じなのですが、4つに割ることによって、今後何年先になるかわからないのですけど、査定昇給ということで、人によっては3つしかあがらないとか。優良な人は5つあがるとか6つあがるとかそのような形をとっていく、ということでございます。

(三浦委員)

そうしますと、仮に4つあがるとしますと、来年も今年と同じ額ということはないのですか。現在の給料を保証するということは、普通に仕事をした場合でも、1年後に、まだその保証額まで到達しないからまた来年も同じ額ということになるのか。

(教職員課長)

そうです。今年と同じ額になります。

(三浦委員)

もらう給料額としては、来年1年間とその次もまた同じ額ということもあるのですか。

(教職員課長)

そういうこともございます。

(出光委員)

ちなみに今回小学校はあがってないようですが、それは変更しないということですか。

(教職員課長)

変更しないということではなくて、市内の公立小・中学校・横須賀総合高等学校の定時制は県が任命権者であり給料も払っています。一方で横須賀総合高等学校の全日制・幼稚園・任期付職員は市が給料を払っているので、市で給料表を作らなければならないからです。

(三浦委員)

給料が大幅に減ると、職員の方への影響が大きいと思いますが、その辺大丈夫かなというところは。

(教職員課長)

これは構造改革ということで、国から降りてきて、県もそのような形で、同様にやっているところでございます。

(三浦委員)

現場の先生は承知していますか。

(教職員課長)

もちろん交渉も全て終わっており、そのような方向になっております。

(出光委員)

ボーナスも下がってしまうのですか。

(教職員課長)

ボーナスは支給金額に基づいて払うので下がりません。

質問、討論なく、採決の結果、議案第9号は「総員挙手」をもって原案どおり可決、確定する。

議案第10号 市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等特別措置条例中改正議案の提出について

委員長 議題とすること宣言

(教職員課長)

議案第10号についてご説明いたします。議案第10号は市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等特別措置条例中、市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例の改正並びに市町村立学校職員給与負担法及び構造改革特別区域法の改正に伴う所要の条文整備を行うため、この条例を改正するものです。附則は、改正に伴う施行、運用日等についてのものです。

なお、市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例及び給与等特別措置条例の改正に伴い、最高号給を超える給料月額を受ける教育職員の給料の切替えに関する規則の制定、教育職員の職務の級の標準的な職務の内容等に関する規則及び教育職員手当等支給規則の一部改正を行う必要がありますが、これは次回以降の教育委員会で提案させていただきます。以上で説明を終わらせていただきます。

質問、討論なく、採決の結果、議案第10号は「総員挙手」をもって原案どおり可決、確定する。

続きまして報告事項を聴取します。

(学校保健課長)

財団法人横須賀市学校給食会の見直し計画についてご報告いたします。全庁的に事務事業の見直しが実施され、経費の削減・事務の効率化等の実践が実施されております。補助金をいただいています外郭団体もその見直しが、求められておまして、今回、次の基本方針で見直しを実施させていただきました。

期限を設け、外郭団体の自立化を図る。期限内に自立化が図れない場合は、団体を廃止する。団体を廃止する場合は、その団体が行っている事業及び職員を他団体に移行する。といった条件下で計画を作成したものでございます。

基本方針といたしましては、今ご説明いたしましたとおり、来年度の平成 19 年度からの 2 年計画で自立ができるよう変革し、基本計画のなかで自立化が無理と判断された場合は、都市施設公社へ業務を移行するというのが基本方針でございます。はじめに、目的としましては、財団法人として運営するために効果的で効率的な組織運営が行えるよう事務処理の効率化と職員配置及び業務分担の適正化を図ることでございます。つぎに目標としましては、経営計画を策定し、経営方針を明確にすることでございます。つぎに自立後の運営組織でございますが、現行は事務長、これは市のOBでございます、それに担当者 4 名の計 5 名ですが、今後は事務担当 2 人、非常勤 2 人の体制で行きたいと考えております。つぎに自立後の業務内容でございます。(1)の学校給食用物資の調達に関する事業、(2)の横須賀市立の学校給食実施校の校長の委任により給食費の預託を受け、学校給食用物資代金の支払をおこなうこと、(3)の学校給食の普及奨励に必要な事業、(4)の前各号のほか、給食会の目的達成に必要な事業であります。これは現行実施している事業とかわりありません。今の事業を効率的にやっというということで、中身としては変わっておりません。行動計画では、1 年目に経営計画を策定し、計画に基づいた運営を行う、2 年目である平成 20 年度に自立化の検証を行い、自立化が難しい場合には財団解散の準備に入ることを考えております。その他といたしまして、財団事務所の学校保健課の外部への移転を考えてございます。これは自立化を図る場合に、現状では、どうしても学校保健課と一体化した仕事というような捉え方をされますし、また内部でもそういった意識もありますので、あえてこういったことを考えています。

(出光委員)

1 つは自立がなされたとみるのは、例えば目標的数値とか何か明確なものが

あるのでしょうか。それと2つ目には昨今いろいろいわれている給食ですから、そのような事情もあって厳しく精査していこうということなのか、それとも、やはり公共のものは、だんだん小さくしていこうという考えなのか、その辺りの考えを教えてください。

(学校保健課長)

自立化できたかどうかという数値目標についてですが、学校給食会は営利を目的としたものではございませんので、なかなか数字的で、例えばいくら儲けたとかいう形では非常に難しい問題だと思っています。ただ先程お話しした職員の配置の関係だとかそういうもので、経費の削減といったものについては、少しでも、目標とはいかなくても数字的なものが少し出せると考えています。それから何でいまの時期でというお話なのですが、全体としてやはり行政改革がはじまって、特に補助金行政というのが見直しを迫られている状況のなかで、学校給食会も市の補助金で運営してございますので、それに大きく関係していると思います。

他に特に質問はなく、次の報告事項を聴取

(学校教育課長)

2月10日に行われましたフォーラム「STOPいじめ」につきましてご報告いたします。当日は奥寺委員長には子ども達に生きることの大切さということでお話をいただきました。まだ全てではありませんが、子ども達の感想文が沢山集まってきております。奥寺さんから、自分に自信を持って、自分の意見を主張することが大切であることを聞き、「これまで私は失敗するのが恥ずかしくて、自信が持てなかったが、これからは自分を信じて、自信を持つことに努力しようと思った。」というような感想が寄せられています。また城さんの話からは、「逆の立場になった時のことを常に頭に入れて生きていきたい。」や「城さんは、たった一人の味方がいたから救われた。もしいじめられている子がいたら、自分がその味方になってあげようと思った。」、「いじめられている人や、いじめを見て見ぬふりをしている人がどう思うかを常に考え、城さんがいったように、僕は君の味方だよ、と話しかけられるようにするために、全校に伝えていきたい。」など様々な意見が寄せられております。子ども達はフォーラムのなかで多くのことを学び、今実際に学校のほうで伝え、このストップTHEいじめの輪をさらに大きなものとしております。本当に皆様のおかげですばらしい会ができたと思っています。本当にありがとうございました。

特に質問はなく、日程は終了した。

7 閉会及び散会の日時

平成 19 年 2 月 21 日（金） 午前 11 時 20 分

横須賀市教育委員会

委員長 奥 寺 康 彦